

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		社会福祉連携推進法人の業務全部若しくは一部の停止の命令
根拠法令及び条項		社会福祉法第144条
所 管 部 課 係 名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
処 分 基 準	関 係 条 項	社会福祉法第56条第7項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令の規定により基準が言い尽くされているため)
	参 考 事 項	20日
	設定等年月日	令和4年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)